

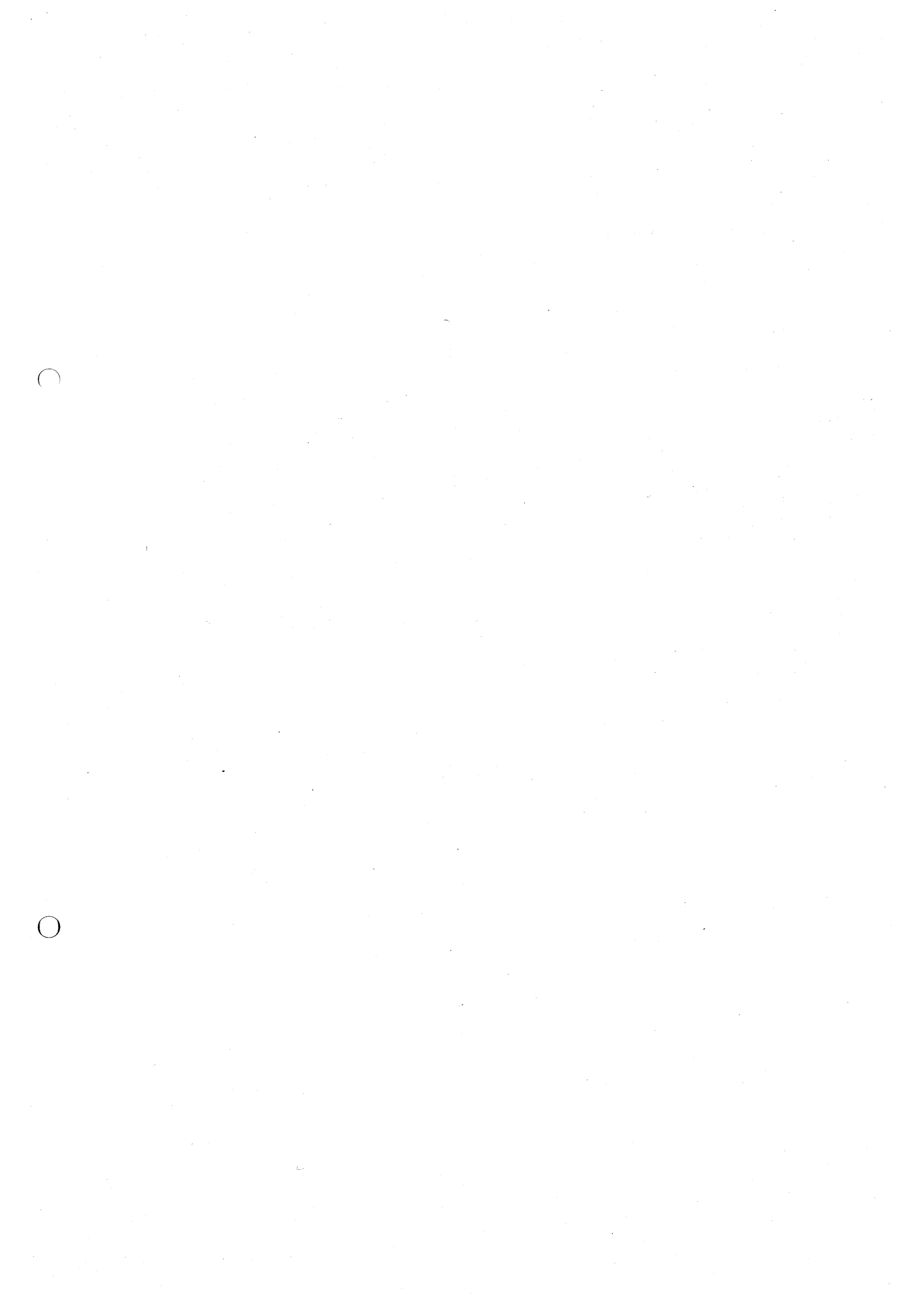
内閣参質一九八第二三号

平成三十一年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員伊波洋一君提出防衛省内の普天間飛行場代替施設建設事業推進チームと国土交通省水管理・国土保全局との人事交流に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員伊波洋一君提出防衛省内の普天間飛行場代替施設建設事業推進チームと国土交通省水管理

・国土保全局との人事交流に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「組織構成」及び「所属職員数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでないが、普天間飛行場代替施設建設事業推進チームは、平成三十一年三月十八日現在、防衛省整備計画局長をチーム長とし、同省大臣官房政策立案総括審議官等を副チーム長とし、その他のチーム員等を含め、五十三人の職員で構成されている。

同省において把握している限りでは、当該職員のうち、国土交通省（中央省庁再編以前の国土庁、運輸省及び建設省を含む。）での勤務経験のあるものは八人であり、そのうち、国土交通省（中央省庁再編以前の運輸省を含む。）で採用されたものは五人である。

二の1及び3について

お尋ねの「所属職員数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでないが、平成三十一年三月十八日現在の国土交通省水管理・国土保全局の定員は三百九十一人であり、同局総務課については、必要な数

の職員を配置しているところである。

二の2及び4について

国土交通省において把握している限りでは、平成三十一年三月十八日現在、同省水管理・国土保全局で勤務している職員のうち、防衛省での勤務経験のあるものは一人である。その者は、旧防衛施設庁において採用されており、同局総務課で勤務している。

三について

お尋ねの普天間飛行場代替施設建設事業における埋立承認に関し、平成三十年八月三十一日付けで沖縄県知事が当該事業の事業者である沖縄防衛局に対して行った埋立承認の撤回について、同年十月十七日付けで同局が国土交通大臣に対して行った行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による審査請求及び執行停止の申立てに係る事案は、同法上の審査庁である国土交通大臣において、関係法令に基づき適正な手続が執られているものと認識している。